

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

「技術と信頼と挑戦で、健全で活力にみちた企業を築く。」という企業理念に基づき、持続的な価値創造と、よりよい社会の実現をめざして社会的責任を果たしていくことは、当社グループ共通の経営の基本です。社会的責任とは、有用な商品・サービスの提供はもとより、環境保全への取り組み、社会貢献活動、コンプライアンス、積極的な情報開示など、いろいろな側面があります。当社が企業理念に基づいて、これらの社会的責任を果たしながら、成長・発展するためには、当社にあったコーポレート・ガバナンスを確立・運用することが重要と考えています。

企業理念の「信頼」は当社グループの経営姿勢を表しています。企業活動を通じてお客様や株主、取引先など、全てのステークホルダーから当社グループとかわかってよかったと思っていただけることを願っています。そのためには社員一人ひとりの行動や企業の行動が「信頼」に値するものでなくてはなりません。こうした観点からもコーポレート・ガバナンスが重要であると認識しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-5】

当社では、議決権は、株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとして、信託銀行等名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主による株主総会への出席及び議決権行使を認めていません。今後につきましては、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、株主名簿上の株主を通じて株主総会への出席の申し出があった場合に、株主総会の傍聴を認めることなどを信託銀行等と協議し検討します。

【補充原則3-2-1】

(1) 外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っていますが、外部会計監査人候補の評価に関する明確な基準は策定していません。基準策定については今後の検討課題としております。

(2) 外部会計監査人との意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っています。なお、現在の当社外部会計監査人である有限責任監査法人トーマツについては、独立性、専門性に問題はないものと認識しています。

【補充原則4-1-2】

当社業績に影響が予想されるトピック等の各種情報につきましては、適宜当社ホームページで開示しております。現状、中期経営計画についての開示は行っておりませんが、その開示について今後検討します。

【補充原則4-8-2】

独立社外取締役を含め当社の取締役及び監査役は、取締役会において積極的な議論に参加し、活発な意見交換を行っております。また、当社の独立社外取締役は、経営陣や監査役との話し合いの機会を持つなど、当社は独立社外取締役を含む社外取締役の有効な活用、ガバナンス機能の充実において、十分な体制整備ができており、「筆頭独立社外取締役」を選任する予定はございません。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

現状、当社においては女性の取締役選任には至っておりません。当社の事業環境や取締役会構成員のバランス・多様性を踏まえると、取締役会は十分に機能しているものと考えていますが、ジェンダーや国際性も含めた多様性の確保については、今後の検討課題としております。

【補充原則4-11-3】

当社は社内外の取締役及び監査役が取締役会において積極的な議論に参加し、活発な意見交換を行っております。そのため、当社取締役会全体の実効性は問題ないものと考えておりますが、取締役会の実効性を高める方策については今後の検討課題としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

政策保有株式については、取引先との関係の維持強化につながり、当社の中長期的な企業価値向上に資すると認められる場合には、これを保有し、それらの内容については有価証券報告書において開示しております。なお、当社では個別の政策保有株式について、定量面（株式保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか）及び定性面（保有することによる投資先企業との関係維持・強化等）を両面で精査の上、保有の適否を検証し、その結果を取締役会で説明しております。また、保有の合理性が認められない銘柄については別途縮減を検討いたします。議決権行使に当たっては、当社と投資先企業双方の持続的成長と企業価値向上に適うか否か等を基準に、個別に議案への賛否を判断いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役の競業取引及び利益相反取引については取締役会の決議事項と定めております。また当社取締役と当社グループ会社との営業取引関係等については、関連法令に従い有価証券報告書や株主総会招集通知に記載しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の企業年金の運用はリョービ企業年金基金が行っております。基金は、積立金の運用を国内複数の運用機関へ委託し、個別の投資先選定や議決権行使を各運用機関へ一任することで、企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じないようにしています。また、基金の運営に

当たっては、適切な資質を持った人材を配置しており、財務、人事の各部門長、労働組合の役員等を基金の選定代議員や理事に派遣するとともに、年金資産運用の健全性を確認する体制を構築しております。委託先の運用機関に対しては、実効的なスチュワードシップ活動を行うよう求められており、その活動状況について定期的に報告を受けることでモニタリングを実施しております。

[原則3-1 情報開示の充実]

(1) 経営基本方針、目標とする経営指標、中長期的な経営戦略については、取締役会で決議し、決算短信にて開示しております。また、決算説明会で経営戦略等を発表しており、説明資料は当社ホームページで公開しております。

<https://www.ryobi-group.co.jp/ir/library/financial.html>

(2) 当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方につきましては、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書で開示しております。

<https://www.ryobi-group.co.jp/csr/governance.html>

<https://www.ryobi-group.co.jp/ir/library/securities.html>

(3) 当社の取締役（社外取締役を除く）報酬は、基本報酬と、業績によって変動する業績連動報酬から構成されています。業績連動報酬は、全社の収益性指標と、中長期的な課題達成を主眼とした全社、または各管掌領域における業績目標を設定しており、その目標達成度に応じて変動する仕組みとなっています。社外取締役、常勤監査役、非常勤監査役の報酬は、その役割を鑑み、基本報酬のみで構成されています。

取締役報酬額は、社内1名、社外3名から構成される、指名報酬諮問委員会において審議し、取締役会に答申しています。

(4) 取締役会は、当社の意思決定機関として法定事項の協議・決定を行うとともに、経営の基本方針や業務執行上の重要事項を決定、承認しています。また、取締役会は、取締役の職務の執行状況を監督することを職務としています。この職務の遂行に必要な知識、経験、能力を主な選任基準として、取締役候補者を指名しています。取締役候補者の選定にあたっては、独立社外役員が過半数を占める指名報酬諮問委員会で策定する選任基準・プロセスに基づいて、同委員会にて候補者を選定し、その答申に基づいて、取締役会で決定しています。

また、監査役会は、監査役の責務を果たすために適切な経験・能力及び必要な知識（財務・会計・法務）を有する候補者を指名しています。

監査役候補者の選定についても、取締役候補者と同様に、指名報酬諮問委員会で策定する選任基準・プロセスに基づいて、同委員会にて候補者を選定し、その答申に基づいて、監査役会で決定しています。

最高経営責任者及び取締役等が、法令または定款に違反した場合、または不正・不当または背信等の行為があった場合等には、取締役会において審議の上、相当と判断される場合には、その役職を解任するものとします。

(5) 取締役・監査役を選任する際は、上記の方針に基づいて候補者を指名しています。指名理由については、株主総会招集通知における、取締役選任および監査役選任に関する議案に記載しています。以下のURLをご参照ください。

<https://www.ryobi-group.co.jp/ir/library/business.html>

[補充原則4-1-1]

当社は、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、体制を以下の通りとしております。

(1) 取締役会は、取締役会規程に基づいて運営され、法令、定款、取締役会規程が定める取締役会付議事項を決議しております。

(2) 取締役会は、経営計画を策定し、それに基づく主要経営目標の設定、および進捗について定期的な検証をおこなうと共に、実績を管理することにより効率的かつ効果的な取締役の職務執行を確保しております。

(3) 業務執行の責任を明確にするために執行役員制度を採用し、執行役員に関する基本的事項を執行役員規程に定めております。執行役員は、業務執行に関する諸会議において業務の執行状況を報告、確認し、取締役会の決定事項を効率的かつ効果的に執行しております。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社の取締役会は、取締役6名のうち2名の独立社外取締役で構成されています。独立社外取締役候補者として、会社法に定める社外性要件及び金融商品取引所が定める独立性基準を充たし、取締役の役割・責務を遂行するにふさわしい豊富な能力、幅広い知識・経験を有する者を指名しています。独立社外取締役は、豊富な能力、幅広い知識・経験を活かして、独立した立場からの監督機能を果たしています。

[補充原則4-11-1]

取締役の選定においては、業務全般を詳しく把握し遂行できる決断力と先見性、全体最適を考慮するバランス感覚、多様な専門性を有したメンバーで構成することを方針としています。取締役候補者の指名において、候補者の性別、国籍、年齢等は一切問いません。

[補充原則4-11-2]

当社は、取締役・監査役候補の決定にあたり、他の上場会社の役員との兼任状況など、各候補者がその役割・責務を適切に果たすことができる状況にあることを確認しております。取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況については、「株主総会招集御通知」の参考書類、「事業報告」、「有価証券報告書」等において、毎年開示を行っております。

[補充原則4-14-2]

当社は、取締役・監査役が役割を十分に果たせるように、就任時のオリエンテーションに加え、就任後は事業戦略、財務等に関する職務遂行に必要な情報提供、また、コンプライアンス等に関する社内研修を実施しております。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、株主の皆様との建設的な対話を促進するため、当社の経営方針や経営状況を分かりやすく説明し、株主の皆様の理解が得られるよう努めております。

(1) 株主・投資家との個別面談をはじめとする各種IR活動は、執行役員経営企画部長及び執行役員財務部長が運営統括し、対話の対応を行っております。

(2) 株主の皆様との対話を促進するため、経営企画部、財務部等の社内の関連部門は、開示資料の作成・審査や必要な情報の共有など、積極的に連携を取りながら、公正、適正に情報開示を行っております。

(3) 個別面談以外のIR活動として、決算説明会を半期に一度、定期的に開催しているほか、アニュアルレポートの発行やホームページの株主・投資家サイトを通じて、国内外への情報提供を図るとともに、株主・投資家の声を広く集め、情報開示の充実に努めております。

(4) IR活動を通じて把握した株主・投資家の意見につきましては、必要に応じ、経営陣や関係各部にフィードバックし情報を共有しております。

(5) 各四半期決算期末日から発表までの間はサイレント期間とし、投資家の皆様との対話を制限しております。また社則「内部情報管理規程」を定め、これを遵守することにより、情報管理の徹底をはかっております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
明治安田生命保険相互会社	1,860,004	5.69
菱工会持株会	1,704,252	5.22
第一生命保険株式会社	1,613,589	4.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,437,000	4.40
CREDIT SUISSE AG HONG KONG TRUST A/C CLIENT	1,367,200	4.18
日本生命保険相互会社	1,248,059	3.82
公益財団法人浦上奨学会	1,143,000	3.50
株式会社三菱UFJ銀行	1,043,720	3.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,010,700	3.09
三井住友信託銀行株式会社	700,600	2.14

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大岡 哲	他の会社の出身者											
山本 裕二	公認会計士											
伊香賀 正彦	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大岡 哲		リンテック株式会社の社外取締役であります。当社と同社の間には特別な関係はありません。 定款に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結していません。	豊かな国際経験と深い学識経験、当社監査役としての経験などを当社の経営に活かしていただくことを期待して選任しています。 一般株主と利益相反が生じる恐れもありません。

山本 裕二	○	公認会計士山本裕二事務所 代表です。 株式会社コススジャパンの社外監査役ですが、当社と同社の間には特別な関係はありません。また、同氏は株式会社大京の社外取締役ですが、当社と同社には特別な関係はありません。 定款に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しています。	豊かな国際経験と企業経営者、公認会計士としての幅広い経験を当社の経営に活かしていただくことを期待して選任しています。 一般株主と利益相反が生じる恐れもありません。
伊香賀 正彦	○	伊香賀正彦公認会計事務所 代表です。 ブラジュナリンク株式会社の代表取締役であり、当社と同社は業務委託契約を締結しておりましたが、その契約は2017年3月31日をもって終了しております。また、同氏は森永乳業株式会社の社外監査役ですが、当社と同社の間には特別な関係はありません。また、同氏はヤマハ発動機株式会社の社外監査役であり、当社は同社の議決権の0.01%を保有しており、当社と同社の間に商取引がありますが、その他の特別な関係はありません。定款に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しています。	公認会計士としての財務及び会計に関する知見と、企業経営者としての豊富な経験、幅広い見識を当社の経営に活かしていただくことを期待して選任しています。 一般株主と利益相反が生じる恐れもありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	4	0	1	2	0	1	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	4	0	1	2	0	1	社内取締役

補足説明 更新

当社では取締役会の諮問機関として、独立社外役員が過半数を占める指名報酬諮問委員会を設置しています。

- ・目的：取締役、監査役、執行役員の候補者の決定及び取締役、監査役の報酬の決定における透明性と客観性を向上させる
- ・役割：取締役、監査役の報酬について審議し、取締役会に答申する。また、取締役の選解任および最高経営責任者等の後継者育成計画について検討し、適時に取締役会に報告する
- ・構成：社内取締役1名、独立社外取締役2名、独立社外監査役1名

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)から期初に監査計画の説明を受け、また年4回監査結果の報告を受けています。さらに、監査役は適宜、当社各事業所並びに子会社で行われる会計監査人の監査に立会い、監査結果の報告を受けています。

また、監査役は当社の内部監査部門(法務・監理課)が行った業務監査結果の報告を受けています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
荒井 洋一	弁護士													
畑川 高志	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
荒井 洋一	○	荒井総合法律事務所 所長です。 株式会社図研の社外取締役であります が、当社と同社の間には特別な関係は ありません。 定款に基づき、会社法第423条第1項の 賠償責任を限定する契約を締結していま す。	弁護士としての知識と法律事務所所長としての 広い視野と幅広い経験を当社の監査に反映し ていただくとともに、当社の経営について適宜、 指摘や意見をいただくことを期待して選任して います。 一般株主と利益相反が生じる恐れもありません。
畑川 高志	○	株式会社リバフェルド 代表取締役であり ますが、当社と同社の間には特別な関係 はありません。 定款に基づき、会社法第423条第1項の 賠償責任を限定する契約を締結していま す。	企業経営者としての幅広い経験と広い視野並 びに生命保険会社の財務本部長としての業務 知識を当社の監査に反映していただくととも に、当社の経営について適宜、指摘や意見を いただくことを期待して選任しています。 一般株主と利益相反が生じる恐れもありません。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
該当項目に関する補足説明	

当社の業績連動報酬は、以下の2つの制度によって構成されています。

①全社の収益性指標を反映する賞与（業績連動給与）
期初に公表する連結当期純利益と連結売上高経常利益率の達成度を基準とし、以下の計算式に基づいて支給額を決定しています。

計算式：業績連動給与における役位別標準支給額（表1）×利益率（表2）

（表1）業績連動給与における役位別標準支給額
（役位）（金額）

代表取締役社長 1,820万円
取締役 常務執行役員 980万円
取締役 執行役員 490万円

（表2）利益率（※1）

（総資産利益率（※2））（利益乗率の算出に使用する算定式）

5%以上 $3 \times \text{営業利益達成率}（※3） - 1.9$

3%以上5%未満 $2.5 \times \text{営業利益達成率}（※3） - 1.5$

3%未満 $2 \times \text{営業利益達成率}（※3） - 1.1$

※1：利益率は総資産利益率に応じて、算出に用いる計算式を決定しています。

※2：総資産利益率＝親会社株主に帰属する当期純利益÷連結総資産

※3：営業利益達成率＝連結営業利益÷連結営業利益の業績予想（前年度の決算短信に記載）

②全社または各取締役（社外取締役を除く）の管掌領域の目標達成度を反映する賞与

各取締役（社外取締役を除く）について、中長期的な課題達成を主眼とした全社または各管掌領域における業績目標を設定し、その目標の達成度に応じて支給額を決定しています。中長期的な業績と直接連動する報酬及びストックオプション等の株式報酬は採用していませんが、当該賞与によって中長期的な業績達成へのインセンティブ付けを取締役（社外取締役を除く）に対して行っています。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

2018年12月期有価証券報告書に記載いたしました取締役及び監査役に対する役員報酬は次の通りであります。なお、役員賞与を含めております。

取締役（社外取締役を除く） 119百万円
監査役（社外監査役を除く） 18百万円
社外役員 24百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役報酬額は、社内1名、社外3名から構成される、指名報酬諮問委員会において審議し、取締役会に答申しています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会資料の事前配付を行い、内容によっては事前説明をしています。
また、業務執行状況を把握するための会議へ参加してもらっています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役設置会社形態を採用しています。

監査役は、独立性が担保された社外監査役2名を含む3名体制で、取締役の業務執行を監督する機能の向上を図っています。

取締役は6名からなり、うち3名は豊かな国際経験と幅広い知識を有する社外取締役で、監督機能の強化や経営の透明性を高める役割を担っています。

取締役会では主として重要事項の意思決定及び業務執行の監督を、執行役員を中心とする業務執行に関する諸会議では主として業務執行状況の進捗確認などを行い、それぞれ月1回以上開催しています。

取締役の報酬は社内1名、社外3名からなる指名報酬報酬諮問委員会において審議し、取締役会に答申しています。また、指名報酬諮問委員会では、取締役・執行役員の選解任に関する審議や、最高経営責任者等の後継者育成計画について検討しています。その他の人材の配置・育成や組織機能の最適化は適宜開催する人事・組織委員会で検討しています。

CSR経営の充実をはかるために、リョービCSR推進委員会と環境保全、社会貢献、コンプライアンス、情報開示等を主管する部署・委員会が横断的に連携をはかり、CSR諸活動を推進しています。

また、企業行動憲章、自主行動規程などを定め、リョービコンプライアンス委員会を設けて企業活動における法令遵守、公正性、倫理性を確保するための活動を行っています。

さらに、リョービリスク管理委員会を設けて、事業活動に潜在するリスクの洗い出しと対策の実施、リスクが顕在化した場合の損失最小化と早期復旧などの活動を行っています。

内部監査は当社の法務・監理課が担当しています。経営効率の増進、会社の継続的発展及び企業価値の向上に資することを目的として、内部監査規程に基づいて当社及びグループ会社の内部監査を実施しています。会社の組織、制度及び業務が経営方針及び諸規程に準拠し、適正かつ効率的に運用されているかを検証、評価及び助言することにより、内部統制システムの整備をはかっています。

監査役監査は常勤監査役が中心となり、毎月開催される取締役会及び業務執行に関する諸会議への出席、重要書類の閲覧、事業部門へのヒアリング、会計監査人の監査への立会い、会計監査人から会計監査結果の報告、並びに内部監査部門から内部監査結果の報告を受けるなどの活動を行っています。

会計監査については、当社と監査契約を締結している有限責任監査法人トーマツが監査を実施しております。2018年4月1日から2018年12月31日までの連結会計年度において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は平野満、豊泉匡範であり、有限責任監査法人トーマツに所属しています。

※参考資料「模式図」：巻末「添付資料」をご覧ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記2のコーポレート・ガバナンス体制をとることが、当社の経営の健全性と透明性を高めるのに最適かつ有効と判断するためです。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の20日前に発送しています。 また、WEB開示については株主総会開催日の21日前に行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	電子投票を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	機関投資家向けに株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを採用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳を当社ホームページ、東京証券取引所、議決権電子行使プラットフォーム等を通じ提供しています。
その他	当社ホームページへ招集通知、決議通知、事業報告書などを掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では会社情報の開示を適時適切に行うことは企業の社会的責任ととらえ、経営の基本としています。 当社ホームページで、情報開示方針として、情報開示に対する基本的な考え方、情報開示に関わる体制を公表しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2006年3月期決算から代表取締役社長が説明しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算資料、有価証券報告書、アニュアルレポート(英文)、業績ハイライト、招集通知(英訳を含む)、決議通知、事業報告書、適時開示資料、社会・環境報告書、コーポレート・ガバナンス報告書などを掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務部が担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	リョービ企業行動憲章、リョービ自主行動規準などにより、会社や社員の基本的な姿勢を明確化しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「リョービCSR推進委員会」を2008年1月に、「リョービリスク管理委員会」を同年4月に発足させました。リョービCSR推進委員会と環境保全、社会貢献、コンプライアンス等を主管する部署・委員会が横断的に連携をはかり、CSR諸活動を推進しています。 社会・環境報告書を毎年作成している他、当社ホームページのCSRサイトにおいて、環境保全や社会貢献、コンプライアンスなどの取り組みについて紹介しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示方針を制定し、適時適切、迅速、公平に企業情報の開示を積極的に行っています。
その他	当社では仕事と家庭の両立を支援し、ポジティブ・アクションを推進することで、意欲のある女性社員が一層能力を発揮できる職場づくりを進めています。 具体的には、仕事と家庭の両立支援制度の充実による働きやすい職場環境の実現、女性の積極的な採用、能力と意欲のある女性に一層の積極的な活躍の機会を与えることで職域の拡大と女性リーダーの育成を推進しています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- a. リョービグループにおけるコンプライアンス体制の基盤として「リョービ企業行動憲章」及び「リョービ自主行動規準」を定め、これを遵守する。
 - b. 「法令」、「企業理念」、「リョービ企業行動憲章」及び「リョービ自主行動規準」等を遵守するため、コンプライアンス規程に基づいて代表取締役社長を委員長とするリョービコンプライアンス委員会を設置すると共に、リョービグループ共通の相談窓口として「コンプライアンス提案窓口」を設ける。
 - c. 「コンプライアンス提案窓口」の運用については、コンプライアンス規程において利用者の氏名、提案等の内容、その他プライバシーに関する事項を厳重に保護し開示は行わないこと、提案者等に対して不利益な取り扱いを行わないこと、関係者からの嫌がらせや報復に対しては厳正に対処することを定める。
 - d. 取締役会は、取締役会規程に基づきリョービグループにおける内部統制システム整備の基本方針を決定する。
 - e. 内部監査の独立性を確保した内部監査部門を設置し、内部監査規程に基づいて内部監査を実施する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 決議、承認等の意思決定その他取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程及び電子情報セキュリティ規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に保存及び管理し、必要に応じて閲覧できる状態を維持する。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. リョービグループのリスクを統括して管理するために、リスク管理規程に基づいて代表取締役社長を委員長とするリョービリスク管理委員会を設置する。
 - b. リョービリスク管理委員会は、リスク管理の基本方針に沿って経営が関与すべき重要なリスクを特定し、対応方針を示して当該リスクの所管部門、グループ会社へ対応を指示する。
 - c. 特定した重要リスクのうち緊急を要するような危機的な事態については、危機管理取扱規程に基づき、危機対策本部を中心とした推進体制によって適切に危機管理を推進する。

- (4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役会は、取締役会規程に基づいて運営され、法令、定款、取締役会規程が定める取締役会付議事項を決議する。
 - b. 取締役会は、経営計画を策定し、それに基づく主要経営目標の設定、及び進捗について定期的な検証を行うと共に、実績を管理することにより効率的かつ効果的な取締役の職務執行を確保する。
 - c. 業務執行の責任を明確にするために執行役員制度を採用し、執行役員に関する基本的事項を執行役員規程に定める。執行役員は、業務執行に関する諸会議において業務の執行状況を報告、確認し、取締役会の決定事項を効率的かつ効果的に執行する。

- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. すべてのグループ会社に対し、「リョービ企業行動憲章」及び「リョービ自主行動規準」等の遵守、及び業務の適正を確保するために必要な規程等を整備することを求めると共に、リョービコンプライアンス委員会及び推進組織を整備し、リョービグループ全体のコンプライアンス経営を推進する。
 - b. リョービリスク管理委員会を中心として、リョービグループ全体の横断的なリスク管理を推進する体制を整備する。
 - c. グループ会社の取締役等の職務執行は、リョービのグループ会社を担当する執行役員に報告され、当該執行役員はリョービの業務執行に関する諸会議においてグループ会社の業務の執行状況を報告する。
 - d. リョービの内部監査部門がグループ会社の内部監査を統括して効率的かつ効果的な内部監査を行い、監査結果が適切に報告され、業務の適正さを確保するために有効に活用される体制を整備する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役が、監査役を補助する使用人の設置を求めた場合には監査役補助使用人を置くこととし、その人事については、取締役と監査役が協議する。

- (7) 上記の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査役補助使用人は、監査役会及び監査役の指揮命令下でその業務を遂行する。
 - b. 監査役補助使用人の評価は監査役会が行い、任命、異動等の人事権に関わる決定には監査役会の事前の同意を必要とする。

- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役会に報告する。監査役は、取締役会及び業務執行に関する諸会議その他重要な会議に出席し、必要に応じて取締役または使用人若しくは内部監査部門から説明を受ける。
 - b. 「コンプライアンス提案窓口」への提案は、リョービコンプライアンス委員会が評価し、監査役会に報告する。

- (9) その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役が必要に応じて専門の弁護士あるいは会計士に相談し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
 - b. 監査役が監査で生ずる費用等は、これを保障する。
 - c. 監査役は会計士及び内部監査部門と会合を持ち、対処すべき課題等について意見交換する。
 - d. 文書、帳票、電子データその他監査役が監査に必要と判断した資料、情報を、監査役が容易に閲覧できる体制を整備する。

※参考資料「模式図」：巻末「添付資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力による経営活動への関与や、当該勢力による被害を防止するため、次のとおり方針を定めて、取り組んでいます。

- (1) 基本的な考え方、行動指針
- a. リョービ企業行動憲章には「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決します」と定めています。
 - b. リョービ自主行動規準には「私たちは、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える個人・団体とは、一切かわりません。いかなる不当な要求にも一切応じず、毅然として対応し、トラブルの発生やその恐れがあるときは、組織として適切な処置をとります。」と定めています。

(2) 外部専門機関との連携

リョービの本社及び各事業所の総務部門が中心となり、所轄警察署等と連携して対応する体制を構築しています。反社会的勢力からの不当な要求に備えると共に、それらに関する情報収集に努めています。

(3) 対応マニュアルの整備

反社会的勢力からの要求や接触に対して、厳正に対応するマニュアルを整備しています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示にかかる社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 情報開示に対する基本的な考え

当社グループは「会社情報の開示」を適時適切に行うことは「企業の社会的責任」ととらえ、経営の基本としています。

このことは「リョービ企業行動憲章」の中で、ステークホルダーはもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、情報を積極的かつ公正に開示すると定めており、遵守すべき普遍的なルールと位置づけています。(当社ホームページ等で公表)。

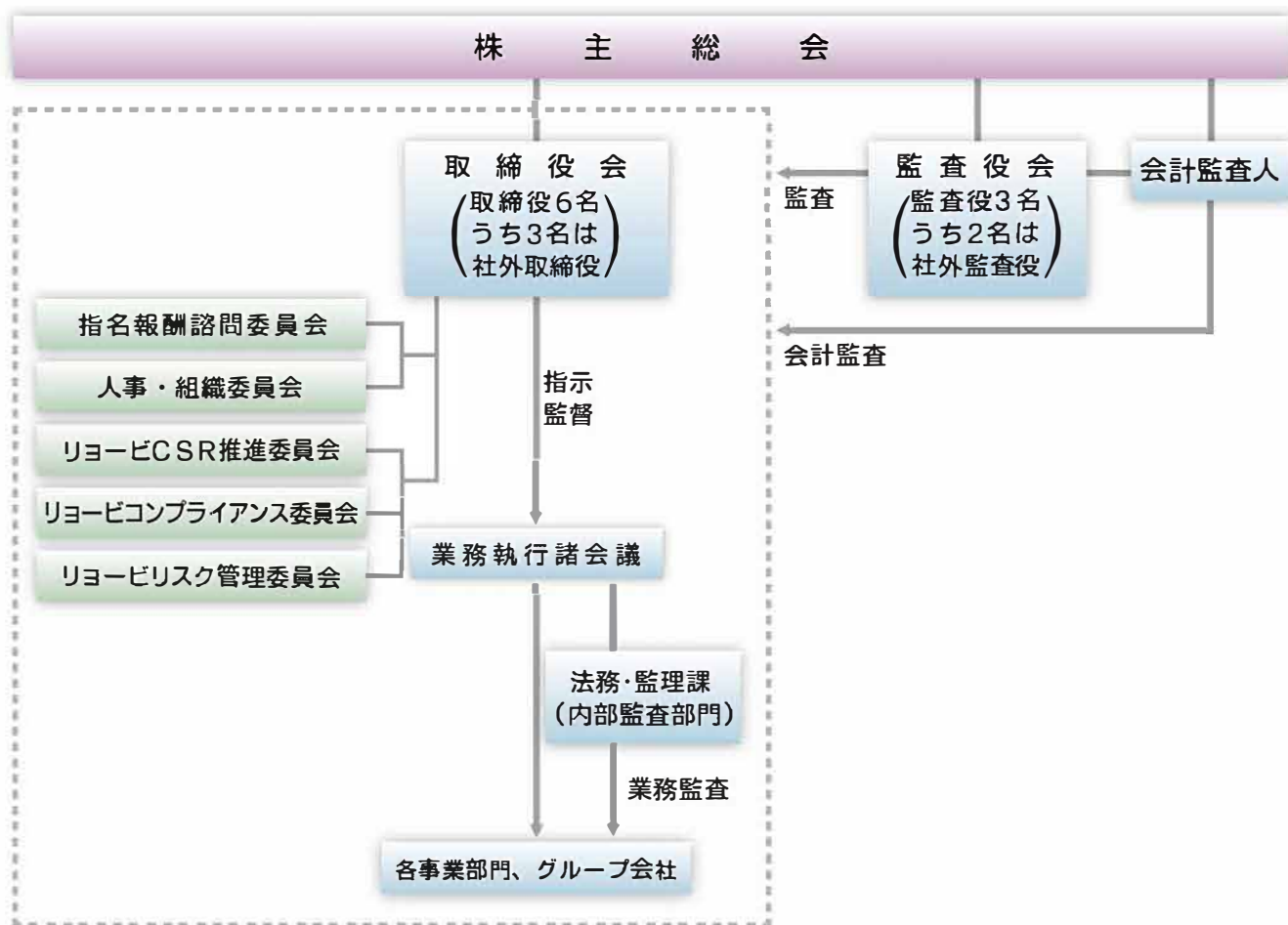
また、「リョービ自主行動規準」では、社会が真に必要なとしている情報の適時適切な開示、積極的な広報活動等を通じて常に社会とのコミュニケーションをはかり、企業活動が公正で透明なものとなるよう務めるとし、会社及び社員の行動規範としています。

2. 情報開示に関わる

上記を踏まえて、当社グループは次の要領で情報開示を行っています。

- (1) 適時開示すべき会社情報(重要事実)の認定、情報の所管部署、情報の公開等については、「内部情報管理規程」を定めて、これに基づき運用しています。
- (2) 重要な決定事実・発生事実及び決算に関する情報は、社長及び重要事実の認定を担当する執行役員経営企画部長、情報取扱責任者(執行役員 財務部長)、その他関係者が協議の上、適時開示規則に定められた事項に該当するか、否かの判断を行います。
- (3) 適時開示規則に該当する場合は、取締役会メンバーに周知を図るとともに、情報取扱責任者は速やかに適時開示を行います。
- (4) 広報担当部門は当該情報を記者発表、ニュースリリースの発信等により公表します。また、当社ホームページ上に掲載し、いつでも、誰でも閲覧できるようにしています。
- (5) 適時開示規則において開示に当たらない情報についても、できるだけ公表しています。

■コーポレート・ガバナンス体制



■適時開示体制

